

タイにおける大麻の安全な使用に関する 今後の規制

2022年8月

Nuttaros Tangprasitti / Sattapat Suradecha / 松永徳宏

タイにおける大麻の安全な使用に関する今後の規制

タイでは、麻薬法に定める区分5から大麻及び麻が削除されたことにより、例えば、医療目的のための使用、商業的換金作物として的大麻及び麻の販売促進、並びに食品及び飲料産業における使用など、大麻及び麻の使用をより緩和するための道が開かれた。これは2022年2月8日に公表された、区分5に基づく麻薬一覧表の指定に関する通知によるものである。但し、以下の例外を除けば、大麻植物のいかなる部分からの抽出物も引き続き禁止されていることに留意が必要である。

- a) テトラヒドロカンナビノール(THC)をその重量の 0.2%以下で含有する抽出物。但し、タイで栽培されている大麻から抽出することが認められているものに限る
- b) タイで栽培されている大麻又は麻の種子の抽出物

大麻及び麻の使用の非犯罪化により悪影響が生じるか否かは多くの人の関心事となっている。大麻は、精神病、思考障害、不安障害、パニック発作、頻拍、偏執病、幻覚などの症状を引き起こすことがあり、有害の可能性があると長く考えられてきた。タイにおける最近のニュースでは、大麻の濫用や悪用により、死傷者が出た交通事故や自傷事件が生じたことが報道されている。これは主に、合法化後の大麻の管理がなされていない使用の結果である。

2022年6月8日、タイ国会の下院において大麻法の第1草案に関する投票が行われ、5時間にわたる審議の末、400票中373票の賛成により当該草案が可決された。これは、大麻の非犯罪化後の、大麻及び麻の安全な使用(レクリエーション目的ではない医療目的)を確保するための初めての試みであると考えられる。

大麻法の第1草案の主要な点として以下が挙げられる。

1. 大麻及び麻を監督・規制する「委員会」の設置
2. 大麻及び麻の製造、輸入、輸出及び販売の許可制(許可料を含む)
3. 大麻及び麻の広告の許可制
4. 大麻及び麻の摂取及び悪用に対する保護措置(20歳未満の者並びに妊婦及び授乳中の女性に対する摂取目的での販売の禁止)
5. 罰則及び保全措置(最高刑は3年以下の懲役若しくは300,000バーツ以下の罰金又はその併科)

大麻法の最終草案が可決され、施行されるまでの立法プロセスには数ヶ月以上がかかる可能性がある。それまでの間、有害な影響が生じる可能性を避けるために、レクリエーションのための使用を控え、医療

目的のためにのみ大麻及び麻を使用することが奨励される。

これとともに、タイの公衆衛生当局は、独自の措置として、公衆における大麻の使用を規制するための規則を定めた。2022年6月14日、保健省は、大麻、麻その他の植物の煙又は臭いから生じる迷惑行為に関する通知(以下「迷惑行為に関する通知」という)を官報において公告した。これは、公衆の場での迷惑行為を防止するとともに、ぜん息等の呼吸器障害の被害を生じさせるおそれのあるレクリエーション目的での大麻、麻その他の植物の誤用を防止するものである。迷惑行為に関する通知では大麻及び麻を以下のように定義している。

- i) 大麻(カンナビス)とは、大麻属に属するハーブ植物をいう。茎は灰緑色で、根元まで深く分かれた長い楕円形の葉があり、鋸歯状の縁、緑色の花を有し、精神や神経に影響を及ぼす物質を含んでいる
- ii) 麻(ヘンプ)とは、大麻に類似した植物学的特徴を有するハーブ植物をいう。茎が高く、より明るい色彩の葉をもち、精神や神経に影響を及ぼす物質を含んでいる

迷惑行為に関する通知は、周囲の者等の健康を損ない又は害するおそれのある大麻、麻その他の植物の煙又は臭いを生じさせることが、公衆衛生法に定める公衆に迷惑をかける行為に該当すると定めている。当該通知は、2022年6月15日に官報に公告された日をもって発効している。

かかる公衆に迷惑をかける行為に対する罰則は仏暦2535年公衆衛生法に定められており、具体的には、公衆に迷惑をかける行為を行った者は、3月以下の懲役若しくは25,000バーツ以下の罰金又はその両方を科され得る。

更にその後、2022年6月16日、タイの保健省は、大麻の経済的価値と持続可能な利用のため、管理ハーブ(大麻)に関する通知(以下「管理ハーブに関する通知」という)を官報に公告した。管理ハーブに関する通知では、以下が定められている。

1. 大麻属に属する大麻又はその抽出物を管理ハーブとする
2. 20歳以上の者は、以下の場合を除き、第1項の管理ハーブを所有、使用、取扱い、保護、移転及び販売することが許される
 - i) 公衆の場での喫煙のための使用
 - ii) 妊婦又は授乳中の女性による使用
 - iii) 20歳未満の者又は妊婦若しくは授乳中の女性への販売
3. 医療専門家、タイの伝統医療専門家、タイの伝統的応用医療専門家、漢方薬の従事者及び民間薬の従事者は、第1項の管理ハーブを患者に使用することが認められる
4. 第3項の患者は、30日間における使用として定められた量の管理ハーブを所持し、持ち運び、取扱い、保護し、使用することができる
5. 当該通知は公告された日の翌日に効力を生じる

管理ハーブに関する通知は、大麻法が施行されるまでの間、公衆に迷惑をかける行為を防ぎ、20歳未満の者が大麻に関わることを制限する暫定的な是正措置といえる。

本稿はリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿またはその他の法分野に関する質問は、西村あさひ法律事務所バンコクオフィスまでご連絡ください。

西村あさひ法律事務所

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー
〒100-8124

Tel: 03-6250-6200

www.nishimura.com